資料２－４

大阪府

令和５年５月８日以降の新型コロナウイルス感染症の外来受診・療養の流れ

令和５年５月８日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。発熱などの症状がある場合、以下の情報を参考にしてください。

発熱などの症状がある場合

医療機関の受診相談窓口等

自己検査を希望する方

感染拡大時には、外来のひっ迫回避のため、重症化リスクの低い方(※)は自己検査を推奨

検査キットは自己にて購入

「体外診断用医療薬品」または「第一類医療薬品」と表示のあるもの

(※)重症化リスクのある方:65歳以上の方、妊婦、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以上)、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下の者等

医療機関受診を希望する方

かかりつけ医等の医療機関を受診

または、

対応可能な **外来対応医療機関** を府ホームページで公表

医療機関をお探しの方は ⇨ 大阪府　外来対応医療機関

相談窓口

新設

●大阪府コロナ府民相談センター

・発熱時の受診相談、体調急変時の相談など(看護師配置あり)

全日２４時間受付　(令和５年5月8日(月)午前9時から運用開始)

電話 06-7178-4567

FAX 06-6944-7579



©2014 大阪府もずやん

●＃7119(救急安心センターおおさか)
すぐ受診すべきか、救急車を呼ぶべきか迷ったとき

●＃8000(小児救急電話相談)
夜間の子どもの急病時、病院に行った方がいいか判断に迷ったとき

●保健所　お住まいを管轄する保健所へ

陽性の場合 療養等

自宅療養
(自主的な)

自宅療養者支援サイト

(QRコード)

入院
(医師の判断による)

原則、医療機関間による調整

終了 ・自宅療養者への健康観察・パルスオキシメーターの貸与
・配食サービス・隔離のための宿泊療養施設

医療費の自己負担

他の疾患同様、医療費は基本的に自己負担が発生します

外来

・医療費:保険診療(自己負担あり)
・検査費用:保険診療(自己負担あり)
・解熱剤、咳止め薬など:保険診療(自己負担あり)
・経口抗ウイルス薬や中和抗体薬などのコロナ治療薬:自己負担なし(令和5年9月末までの予定)

入院

・医療費:保険診療(自己負担あり)
・検査費用:保険診療(自己負担あり)
・解熱剤、咳止め薬など:保険診療(自己負担あり)
・経口抗ウイルス薬や中和抗体薬などのコロナ治療薬:自己負担なし(令和5年9月末までの予定)
・高額療養費の自己負担限度額から、2万円を減額(2万円未満の場合はその額)(令和5年9月末までの予定)

療養証明発行

令和5年5月7日までに陽性判明	令和5年5月8日以降に陽性判明
発行が可能な方 ・発生届出対象者　※My HER-SYSの利用は令和5年9月末まで可	発行は行いません

陽性の場合 自主的療養する場合

●外出を控えることが推奨される期間は
・発症日を0日目(無症状は検体採取を0日目)として5日間かつ、5日目に症状が続いていた場合は、症状軽快後24時間が経過するまで
・10日間経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、周りの方へうつさないよう配慮をしましょう

例)	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
有症状患者	発症日	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間経過						
		外出を控える推奨期間									
		10日目までは感染対策(不織布マスク着用、高齢者等ハイリスク者と接触を控える)									
	発症日	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間経過		
		外出を控える推奨期間									
		10日目までは感染対策(不織布マスク着用、高齢者等ハイリスク者と接触を控える)									

感染症法に基づいた外出自粛や就業制限は求められません

濃厚接触者

濃厚接触者の特定及び行動制限がなくなります

基本的な感染対策

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられてからも、感染拡大を防ぐため、引き続き、基本的な感染対策を心がけましょう。
・手洗い、手指消毒　・咳エチケット　・こまめな換気　・「3密」の回避(密集、密接、密閉)　・マスクの着用(※)

※マスクの着用については、本人の意思に反してマスクの着脱を強いる事がないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

令和5年5月8日時点